

不登校重大事態報告までの流れ

江北小中学校の対応

欠席日数3日

・欠席が3日間続いた場合、家庭訪問等を行い、保護者から情報収集をする。

(いじめが疑われる事案の場合)

・こども教育課へ覚知報告
(第1報)
・当該児童生徒のいじめによる欠席日数
確認(疑いも含む)

(いじめの疑いがない場合でも)

・その後も欠席が続いた場合は当該児童
生徒の状況を随時確認し、いじめの疑い
の余地があれば、こども教育課に覚知報
告(第1報)

覚知後直ちに

・校内いじめ対策委員会を開催し、事案について確認し、認知するかどうかについて検討
する。(※委員会で検討後、校長が最終判断)

(認知に至った場合)

・こども教育課へ認知報告
(第2報)
・対応を保護者に説明
・いじめの内容確認

(認知しない場合)

・第2報により認知しなかった経緯をこども
教育課に報告

欠席日数10日

・欠席10日目に校内いじめ対策委員会を開催し、校長がこども教育課に報告する。
(第3報により被害児童生徒・加害児童生徒の状況及び学校の対応を追記)

欠席日数20日

・欠席20日目に校内いじめ対策委員会を開催し、校長がこども教育課に報告する。
(第4報により被害児童生徒・加害児童生徒の状況及び学校の対応を追記)

※積算27日目から不登校重大事態発生の報告書を作成

欠席日数30日

・欠席30日になった時点で直ちに校長がこども教育課に重大事態報告書を文書で提出
する。

(報告内容)①学校名②対象児童生徒氏名、学年、性別③欠席期間
④報告時点の対象生徒の状況⑤重大事態の判断根拠